

浦安市地域防災計画(令和3年度修正素案)に対するご意見と市の考え

- A: 意見を受けて加筆・修正したもの
 B: 案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C: 案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D: 案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E: うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
1	避難の原則	災害時の避難につき、浦安市では「自宅や親戚宅の安全が確保できる場合は在宅避難をする」という方針が原則と理解している。素案では水害の避難行動について P72 で「在宅避難」という表記を加筆しているが、震災編ではそのような表記が見られず、避難所に行くことが原則になっているように見受けられた。ついては、震災時も、まず、「在宅避難」という表記が必要なのではないか。	B	震災時の避難行動の原則につきましては、資料該当箇所のとおり、計画に反映されているものと考えております。 市といたしましては、「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は風水害時、震災時ともに、「在宅避難」を検討することについて、今後も周知を図っていきます。	素案 P134 第4章第 11 節 1. 1 避難の原則 指定避難所は、震災時に、自宅が倒壊するなど、住居を失った市民の一時的な避難生活の場であるとともに在宅避難者を含む地域の支援拠点となる施設である。 そのため、安全が確保されている住宅においては、できるだけ自宅で生活することを原則とする。
2	その他	パブリックコメントの実施にあたり、計画の内容について自治会・自主防災組織向けのダイジェスト版作成や説明会の実施、一般市民向けのコンパクト版作成やYoutube等による情報発信等により周知を図ってほしい。	E	市といたしましては、市民の行政参加機会の充実を図るためにも、Youtube等による情報発信など、より分かりやすい情報発信に努めていきたいと考えております。	